「クリーン大作戦」実施要領

１．目的

各自治会でまちをきれいにすることで、きれいで住みよいまちづくりの推進を図ります。

２．回収ごみの持込み等

活動に伴い発生したごみは、計画書提出時にお渡しするごみ袋に入れ、総合環境センターへお持ち込みください。※投棄されたごみはリサイクルに適さないため分別は不要です。

クリーン大作戦のため、各家庭から出たごみや公民館・コミュニティセンター等の備品のほか、土類・液体類は、環境センターへの持ち込みはできませんのでご了承ください。

３．実施日時

実施日：令和７年１１月９日（日）※雨天中止

受入れ時間：８時３０分～１１時

中止の場合は、実施計画書に記載の連絡先（携帯）に当日午前７時頃にご連絡いたします。

４．実施計画書の提出

「クリーン大作戦」にご協力いただける場合は、同封の「実施計画書」を**提出期限の１０月１０日（金）午後５時１５分**までに**亀山市総合環境センター４階（環境課環境創造グループ）**へご提出ください。実施計画書提出時に、搬入台数分の持込証と参加者予定人数分のごみ袋をお渡しします。

なお、本年度から活動に対するお礼については取り止めましたのでご承知おきください。

自治会員への周知用に、同封の回覧文書「クリーン大作戦」をご利用ください。

また、英語版とポルトガル語版の回覧文書も各一部同封いたしましたので、必要に応じご利用ください。

５．持込証の発行

実施計画書の提出により、搬入車両台数分の持込証を発行します。**持込証は、ごみを持ち込む際に必ず必要**となります。

※「持込書」のコピーによる搬入はできません。

なお、持込車両が無いなど、環境センターへの搬入が難しい場合は、計画書提出時に環境創造グループへご相談ください。

６．ごみの持ち込み方法

ごみの持ち込みは、受入時間内に「持込証」を持参のうえ、各自治会でお持ち込みください。

活動が終了しましたら、最終持込時に計量棟の職員へ持ち込みが終了した旨を報告し、持込証をお渡しください。

また、つた、つるにつきましては、必ず５０ｃｍ以下に切ってから搬入してください。

なお、この活動において、「個人の特定ができるものが含まれるごみ」及び「家電リサイクル法対象品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）」の不法投棄物を発見した場合は、不法投棄されている場所とその内容を別紙「不法投棄物報告書」に記入し、自治会長の署名のうえ環境創造グループへご提出ください。

この場合、現場確認と調査を行いますので、不法投棄物はそのままにしておいてください。

なお、「個人の特定ができるものが含まれるごみ」及び「家電リサイクル法対象品」の不法投棄物がない場合は、別紙「不法投棄物報告書」は提出不要です。

７．その他

作業は、けがなど事故の無いように十分注意してください。万が一、けがなど事故が発生しましたら、保険が適用される場合がありますので、自治会長を通じて環境課環境創造グループへご連絡ください。

なお、保険の申請を行う場合に参加者名簿が必要となりますので、必ず参加者名や人数等を把握しておいてください。